

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 11 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件  |
| 厚生年金関係                        | 10 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 13 件 |
| 国民年金関係                        | 4 件  |
| 厚生年金関係                        | 9 件  |

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 61 年 3 月まで

会社退職後の昭和 53 年 4 月に、夫と二人で A 市役所に行き、国民年金の任意加入手続を行った際、付加年金制度にも加入し、付加保険料を納付しており、また、59 年 4 月に B 市に転居した際にも、引き続き付加保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について定額納付のみとされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月までの期間については、申立人及びその夫は、A 市で国民年金の加入手続を行った際の付加年金制度への加入に関する市職員とのやり取り等を具体的に記憶している上、自宅に送られてきた納付書の金額についても、定額保険料より多かったことを記憶していることなどから、53 年 4 月の国民年金の任意加入手続の際に、申立人は付加年金制度にも加入し、付加保険料を納付していたものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人及びその夫は 59 年 4 月に A 市から B 市に転居しており、B 市での住所変更等の手続はその夫が行ったとしているところ、申立人の夫は、「B 市では、引き続き付加保険料を納付したい旨を申し出たが、市職員から、『もうすぐ制度が変わり、付加保険料は納められなくなる。』と言われたことを覚えている。それを聞いて、付加をやめようかと考えた覚えはあるが、実際にどうしたかは分からない。」としているなど、付加年金制

度への加入及び付加保険料の納付についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である。

また、オンライン記録により、申立人は昭和 59 年度及び 60 年度の国民年金保険料を前納していることが確認でき、60 年度の保険料については、その納付金額についても記録が残っているところ、当該納付金額は、当該年度の定額保険料を前納した場合の金額と一致しており、付加保険料は含まれていない。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに同期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年11月1日から36年12月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を34年11月1日に、資格喪失日に係る記録を36年12月26日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を34年11月から35年4月までは6,000円、同年5月から同年9月までは9,000円、同年10月から36年11月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月上旬から36年12月26日まで

B社に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時のことを鮮明に記憶していることもあるので、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社には、昭和34年4月初めに入社し、結婚する妻の実家に転居するため、36年12月25日に退職した。」と主張しているところ、複数の元同僚が、申立人が34年4月の新卒者入社直後に入社し一緒の寮に入った旨、及び36年12月下旬まで勤務したが結婚のために退職した旨の証言をしていることから、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期の昭和34年4月に当該事業所に入社したとする元同僚6人は、同年11月1日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当時の事業主の妻は、「申立人が、申立期間当時、当社に在籍していたことは覚えている。従業員は、入社後半年ぐらいしてから厚生年金保険に

加入させていたと思う。」と証言をしている上、当時小学生だった現事業主も、「顔ははっきり思い出せないが申立人の名前を記憶している。当時からいる従業員から、新卒の場合だと入社から半年くらい後に社会保険に加入していたという話を聞いた。中途と新卒で区別しなかったと思うので、申立人も中途であるが約半年後には加入していたと思う。」と証言をしていることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得については、上述の同時期入社元同僚6人と同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和34年11月1日から36年12月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に入社した同僚の記録から、昭和34年11月から35年4月までは6,000円、同年5月から同年9月までは9,000円、同年10月から36年11月までは1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間及びその前後において、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年11月から36年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和34年4月上旬から同年11月1日までの期間については、当時の事業主の妻の証言、及び申立人と同時期に入社した同僚6人は入社から7か月後の同年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人も同様の取扱いであったと考えられることのほか、申立人の当該期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年4月1日まで

申立期間の標準報酬月額については、実際の給与よりも相当低い額で社会保険事務所（当時）に届けられていることを知った。当該期間は、実際の給与に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成14年6月分、同年8月分及び同年10月から15年3月分までの給与明細書により、申立人の給与支給額が少ない月で21万7,033円、多い月で28万2,113円であり、いずれの月も標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立てに係る事業所から提出された「平成14年分給与所得の源泉徴収票」により、同年4月から同年12月までの申立人の給与支給額の平均（賞与分は除外）は約22万円であることが認められることから、上述の給与明細書で確認できる給与支給額及び保険料控除額の状況を踏まえると、給与明細書を所持していない同年4月、同年5月、同年7月及び同年9月についても、申立人は、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推定できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成

14年4月1日付けの随時改定により22万円から12万6,000円に、同年10月1日付けの定時決定により12万6,000円から11万8,000円に減額されていることが確認できるところ、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額月額変更手続を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで

申立期間の標準報酬月額については、実際の給与よりも相当低い額で社会保険事務所（当時）に届けられていることを知った。当該期間は、実際の給与に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 14 年 8 月分の給与明細書により、申立人の当該月の給与支給額が 20 万 7,587 円で、標準報酬月額 22 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成 14 年 10 月分から 15 年 3 月分までの給与明細書により、申立人の当該期間の給与支給額が少ない月で 19 万 8,783 円、多い月で 247,220 円であり、いずれの月も標準報酬月額 20 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、給与明細書を所持していない平成 14 年 4 月から同年 7 月まで及び同年 9 月については、申立人が所持する家計簿に記載された給与手取額により、申立人の当該期間の給与支給額は、いずれの月も約 20 万円であったものと推定できる上、申立てに係る事業所から提出された「平成 14 年分給与所得の源泉徴収票」により、同年 4 月から同年 12 月までの申立人の給与支給額の平均（賞与分は除外）は、約 20 万円である。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成14年4月1日付けの随時改定により22万円から11万8,000円に、同年10月1日付けの定時決定により11万8,000円から12万6,000円に変更されていることが確認できることから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額の月額変更手続を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、給与明細書等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで

申立期間の標準報酬月額については、実際の給与よりも相当低い額で社会保険事務所（当時）に届けられていることを知った。当該期間は、実際の給与に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 14 年 8 月分の給与明細書により、申立人の当該月の給与支給額が 20 万 3,033 円で、標準報酬月額 22 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成 15 年 1 月分の給与明細書により、申立人の当該月の給与支給額が 22 万 5,571 円で、標準報酬月額 20 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所から提出された「平成 14 年分給与所得の源泉徴収票」により、同年 4 月から同年 12 月までの申立人の給与支給額の平均（賞与分は除外）は約 20 万円である。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立人の申立期間に

係る標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成14年4月1日付けの随時改定により22万円から11万8,000円に減額され、同年10月1日付けの定時決定は同額の11万8,000円であることが確認できる。ところ、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額の月額変更手続を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、給与明細書等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成14年4月から同年9月までの期間を18万円に、同年10月から15年3月までの期間を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年4月1日まで

申立期間の標準報酬月額については、実際の給与よりも相当低い額で社会保険事務所（当時）に届けられていることを知った。当該期間は、実際の給与に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成14年8月分の給与明細書により、申立人の当該月の給与支給額が20万1,483円で、標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成14年10月分から15年3月分までの給与明細書により、申立人の当該期間の給与支給額が少ない月で20万983円、多い月で24万7,084円であり、いずれの月も標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所から提出された「平成14年分給与所得の源泉徴収票」により、同年4月から同年12月までの申立人の給与支給額の平均（賞与分は除外）は約19万円であることが認められることから、同年8月分の給与明細書で確認できる給与支給額及び保険料控除額の状況を踏まえると、給与明細書を所持していない同年4月から同年7月まで及び同年9月についても、標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたもの

と推定できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年4月から同年9月までを18万円、同年10月から15年3月までを20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成14年4月1日付けの随時改定により18万円から12万6,000円に減額され、同年10月1日付けの定時決定は同額の12万6,000円であることが確認できるところ、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額の月額変更手続を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、給与明細書等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 6 月 1 日から 20 年 1 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額がA社から支給されていた給与に比べて低い額となっている。  
申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 13 年 10 月から 41 万円と記録されていたところ、14 年 7 月 2 日付け月額変更届により、同年 6 月にさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられ、その後、19 年 12 月まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の事業主の標準報酬月額についても、申立人と同様に、平成 14 年 7 月 2 日付けで、同年 6 月にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は「自分は、身分は役員であったが、仕事は現場だけだったので、社会保険のことについては一切分からない。申立期間も、平成 14 年 5 月までと同じ報酬をずっと支給されていた。事業主から申立期間の標準報酬月額を減額するという話も聞いていない。」と供述しているところ、申立人の所得証明書における社会保険料控除額、当該事業所より提出された賃金台帳及び事業主の証言により、申立人は、申立期間において、41 万円の標準報酬月額に相当する報酬が支払われ、その主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該標準報酬月額の減額処理について、事業主は、「当時、会社には

厚生年金保険料等の滞納があった。社会保険事務所の指導により、滞納額の減額のため、平成14年6月から、自分と役員であった申立人の標準報酬月額を9万8,000円に引き下げる届け出を行い、厚生年金保険料は引き下げ前の標準報酬月額である41万円に基づく保険料を控除し続け、それを滞納保険料の納付に充てた。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票によると、当該標準報酬月額の減額処理が行われた当時、当該事業所には厚生年金保険料等の滞納があり、事業主と社会保険事務所の両方で、保険料の納付方法等について頻繁に協議していたことが確認できる上、平成14年6月5日の事跡欄には、「事業主と面談、約500万、納入計画質す。(中略)社労士より月変至急提出する話あり。それにより発生19万程度となる。(中略)納付履行約し、納入確約書徴取。」との記載が確認できることから、滞納保険料の減額を目的とした当該標準報酬月額の減額処理について、社会保険事務所が関与した事情がうかがえる。

加えて、申立人の標準報酬月額は、当該減額処理以降、平成14年10月、15年9月、16年9月、17年9月、18年9月及び19年9月の定時決定において、報酬月額算定基礎届により、すべて9万8,000円と記録されているが、滞納処分票により、事業主は、当該標準報酬月額の減額処理後も引き続き社会保険事務所と滞納保険料の納付方法等について協議していたことが確認できる上、前述のとおり、事業主は、滞納保険料の減額を目的として、実際の報酬月額に見合わない標準報酬月額を届け出たとし、申立人の報酬月額は申立期間のすべてにおいて、41万円の標準報酬月額に相当する金額であったことを認めている一方で、社会保険事務所がいずれの定時決定の機会においても、事実に基づかない報酬月額算定基礎届を是正させないことは考え難いことから、当該定時決定は、14年7月2日付けで行われた14年6月からの標準報酬月額の減額処理に連動して、社会保険事務所の関与のもとに行われた処理の結果であると考えることが適当である。

これらの事実を総合的に判断すると、平成14年7月2日付けで行われた月額変更処理及びその後に行われた申立期間に係る標準報酬月額の定時決定は、滞納保険料の減額を目的として行われた処理であり、事実即したものととは考え難く、申立人について、標準報酬月額の減額処理及びそれに続く定時決定を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な月額変更届及び報酬月額算定基礎届の提出があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は21年5月17日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年1月8日から19年10月1日まで  
② 昭和19年10月31日から21年5月17日まで

昭和18年1月8日からA社に勤務し、その後、召集により陸軍に入隊、21年5月17日に帰休除隊した。

この間の厚生年金保険の記録を見ると、昭和19年10月1日からの1か月のみの加入とされている。

昭和18年1月から勤務したので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和19年11月10日に陸軍に入隊する時に会社を退職した記憶は無いので、帰休除隊するまでの申立期間②も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、19年10月1日とされている。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日と記録されていることが確認できる。

また、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人と同時期に連番で払い出された厚生年金保険記号番号を持つ同僚の被保険者資格取得日については、昭和19年6月1日とされている者が複数確認できることから、当時、申立人の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 19 年 10 月 31 日とされている。

しかし、申立人は、「昭和 19 年 10 月に実家に召集通知が届き、会社に連絡が来た。入隊間際まで勤務しており、入隊準備のため、いったん郷里に帰ったが会社は辞めていない。21 年 5 月に B 県の C に上陸し、汽車で D に出て、戦地から帰ったことを会社に報告に行ったが、建物は無く焼け野原だった。」と具体的に主張しており、信憑<sup>びよう</sup>性が認められるところ、E 県が発行した軍歴証明書により、申立人は、召集により 19 年 11 月 10 日に陸軍に入隊し、21 年 5 月 17 日に帰休除隊していることが確認できる。

また、当時の厚生年金保険法では、第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間において、厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されているところ、申立人とほぼ同時期に召集された複数の同僚には、召集期間における被保険者記録が確認できる。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、厚生年金保険法第 75 条の規定による徴収権が時効によって消滅した厚生年金保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における資格喪失日については、上述の軍歴証明書により確認できる帰休除隊日から、昭和 21 年 5 月 17 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和 18 年 1 月 8 日から 19 年 6 月 1 日までの期間については、健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得年月日は 18 年 1 月 11 日とされていることが確認できることから、申立人は、当該期間の一部において、A 社に勤務していたと認められる。

しかしながら、厚生年金保険記号番号払出簿により、上述の被保険者名簿における申立人の労働者年金保険の記号番号は、昭和 19 年 6 月 1 日を厚生

年金保険の被保険者資格取得日として払い出されていることが確認できることから、申立人は、18年1月11日に健康保険の被保険者資格を取得した後、19年6月1日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと認められる。

また、同僚からは、申立人の当該事業所における勤務実態についての証言は得られなかった上、当該事業所は既に閉鎖されており、当時の事業主は死去しているため証言は得られないことから、申立期間当時の、申立人の勤務実態及び労働者年金保険の取扱いについては不明である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①のうち、昭和18年1月8日から19年6月1日までの期間において、労働者年金保険の被保険者として当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月30日から36年4月1日まで

昭和35年4月から36年3月まで1年間の約束で、A社に勤務した。会社では社会保険の担当をしており、36年3月末まで勤務し、3月分の厚生年金保険料を給与から控除し、被保険者資格喪失手続は36年4月1日付けで行ったので、申立期間が空白となっていることは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年4月1日から36年3月31日までA社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったとしているが、オンライン記録では、35年12月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、申立人と同日（昭和35年4月1日）に入社し、36年10月に退社した元同僚は、「申立人が退社した日は、私が退社した時より半年ぐらい前の36年3月末である。申立人の父親が35年11月に亡くなったが、その後すぐに辞めたことは絶対はない。」と具体的に証言しているほか、複数の元同僚が申立人は36年3月末まで勤務していたと証言している。

また、申立期間当時、当該事業所で経理を担当していた元同僚は、「当該事業所は正社員のみで厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた。勤務していれば給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、証言が得られた複数の元同僚については、在職したと

する期間と厚生年金保険被保険者期間とが相違している状況は認められなかった。

さらに、B市から提出された国民健康保険加入期間証明書によると、申立人は昭和36年4月1日に国民健康保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年11月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業し、事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、15万円であったと認められることから、平成16年12月から17年8月までの期間に係る標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、平成16年12月から17年8月までの標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月1日から同年12月1日まで  
② 平成16年12月1日から17年9月1日まで

平成16年9月からA社に勤務し、同年10月分から厚生年金保険料が給与から控除されたはずであるが、被保険者期間が同年12月1日からとなっており、納得できない。被保険者期間を訂正してほしい。

また、現在記録されている標準報酬月額は9万8,000円であるが、給与明細書に記載されている保険料額は、当該標準報酬月額から算出される保険料額よりも高い額であるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、給与明細書、源泉徴収票及び雇用保険の記録により、申立人が平成16年9月からA社に継続して勤務し、同年10月から厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書及び源泉徴収票の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪しており、事業主も連絡がつかないため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日（平成17年9月1日）の後の同年12月1日付けで、申立人のほか2名の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が16年12月から17年8月までの期間は15万円と当初記録されていたものが、9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、雇用保険に加入していることが確認できるとともに、当該事業所に係る商業登記簿により、取締役には就任していないことが確認できるところ、申立人は、「標準報酬月額の減額訂正について、事業主又は事務担当者から説明は受けなかった。」と証言していることから、社会保険事務について権限を有していた、又は、当該事務処理の執行に当たっていたとは考え難い。

さらに、当該事業所に係る滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要と認められる。

- 3 申立期間②の標準報酬月額は、上記2のとおり、事業主が当初届け出た15万円に訂正することが必要と認められるところ、給与明細書及び源泉徴収票の保険料控除額から、申立人は、19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会における資格喪失日に係る記録及びA協会B局における資格取得日に係る記録を昭和23年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年5月30日まで

昭和17年4月1日から55年10月29日までの期間、A協会に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白になっている。当該期間においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A協会から提出された在籍証明書、人事記録、雇用保険の記録及び同協会の回答書により、申立人が申立期間において同協会に継続して勤務し（昭和23年5月1日に同協会から同協会B局に職制改正）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年3月及び同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 59 年 12 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月から 59 年 12 月まで  
② 昭和 60 年 1 月から同年 5 月まで

申立期間①については、結婚前の昭和 59 年の秋ごろ、父と A 町役場で国民年金の加入手続を行った際に、過去の未納分をさかのぼってすべて納付できるとの説明を受けたので、父が同町役場窓口で 34、5 万円を納付したにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

申立期間②については、昭和 60 年 1 月に国民年金をやめた記憶は無く、毎月国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「昭和 59 年の秋ごろ、国民年金の加入手続を行い、同日に過去の未納分すべての国民年金保険料 34、5 万円を役場窓口で納付した。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権適用により 57 年 4 月 16 日にその姉と連番で A 町に払い出されていることが確認できる上、同時点において、これまでに 3 回実施された特例納付制度（過去の未納保険料をさかのぼって納付することができる制度）の第 3 回目の実施時期を過ぎていることから、申立期間①のすべての保険料を納付することは制度的にできない。

また、申立人は、その父親が申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているが、併せて納付したとしている申立人の姉の保険料についても申立期間①は未納となっている上、その父親は既に他界していることから、申立期間①の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間②については、申立人の国民年金被保険者資格は昭和 60 年 1 月 4 日に喪失されているところ、申立人は、同日に国民年金をやめた記憶は無いとしているが、B 市の国民年金被保険者台帳の備考欄を見ると、申立人が昭和 60 年 6 月 13 日に同市において国民年金の任意加入手続を行った旨の記載があることから、申立人は、同市において転入及び婚姻の届出を行った 60 年 1 月 \* 日から、国民年金の任意加入手続を行った同年 6 月 13 日までの期間については、国民年金に未加入であったことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から 63 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、父が納付してくれていたと母から聞いており、詳細は不明であるが、未加入とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人には過去に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の所持する年金手帳を見ても、国民年金に関する記載は無い。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその父親は既に他界している上、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料について、「農協の夫（申立人の父親）名義の口座から自動振替で納付していた。」と主張しているところ、農協の保管する記録では、申立期間において当該口座から一人分の保険料が引き落とされていることが確認できるが、これは申立人の父親本人の保険料であると推測でき、申立人の分の引き落としは確認できない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月及び同年9月

申立期間については、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであるにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった時に、父が私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の名前は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その父親が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、その父親は既に他界している上、申立人は、その父親から当該加入手続及び保険料納付について話を聞いたことはないとしているとともに、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの期間、41年11月、42年4月から同年11月までの期間、43年4月から同年7月までの期間、同年9月から同年10月までの期間及び44年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年12月まで  
② 昭和41年11月  
③ 昭和42年4月から同年11月まで  
④ 昭和43年4月から同年7月まで  
⑤ 昭和43年9月から同年10月まで  
⑥ 昭和44年4月から同年11月まで

申立期間①については、国民年金制度発足当初に父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたはずであり、結婚後である申立期間②から⑥までについては、自分で国民年金の加入手続きを行い、父又は妻が保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿及び国民年金異動連絡票により、申立人は国民年金制度発足当初の昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる一方、36年4月1日に同資格を喪失していることが確認でき、それ以降、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②から⑥までについては、それぞれ厚生年金保険加入期間に挟まれた期間であるところ、申立人がそれぞれ厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていたら、その妻の同期間については国民年金の強制被保険者期間となるが、オンライン記録により、申立人の妻は、同期間を含む、

結婚後の昭和 38 年 3 月から国民年金の第 3 号被保険者となる 61 年 4 月 1 日に至るまでの期間について、継続して国民年金の任意被保険者とされていることが確認でき、このことから、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていないことが考えられる。

さらに、申立人は、その父親又は妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父親は既に他界している上、申立人の妻の保険料納付についての記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人は保険料納付に直接関与していなかったことから、納付状況が不明である。

加えて、申立期間は 6 回に及び、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 647

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
昭和 31 年 4 月から約 3 か月間、A 県 B 鉄道の C 駅近くにあった D 社の砂利採取現場で作業をした。E 社を退職する前に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した時は、申立期間に係る年金記録があったが、その後の「ねんきん特別便」を見て当該記録が無いことが分かった。社会保険庁（当時）のずさんな管理と組織的な改ざんにより記録が消えたものであり、誠意ある対応とともに記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、D 社（現在は、F 社）の砂利採取現場で勤務したと主張しているが、当時の関係者及び元従業員等からは、申立人の勤務実態に係る証言は得られない。

また、複数の元従業員は、「当時はどここの工事現場でも、G 組の従業員は現場監督以下数名で、実作業は下請業者が行い、班長以下の作業員は、従業員ではないので社会保険に加入することは無かった。」と証言している。

さらに、F 社は、「現存する社内データから、申立人が従業員であったことは確認できない。また、当時の現場においては、監督者、技術者は当社の従業員であり、厚生年金保険に加入させていたが、班長、班長代理、作業員は協力会社の従業員であり、当社との雇用関係は無いため厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

加えて、D 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人、申立人が一緒に勤務地に向かったとする同僚及び所属した班が一緒だったとする班長代理の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連番で欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 6 日から同年 10 月 1 日まで

A社を途中で退職したことはない。引き続き同じ仕事をして通常どおり給料も支給されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人は、A社を平成 6 年 9 月 5 日に離職し、同年 10 月 1 日に再就職していることが確認できる。

また、複数の元同僚は、「申立人は、当該事業所を一度退職した。」と証言している上、当該事業所の元役員は、「再就職の経緯は覚えていないが、申立人が一度退職したのは事実である。」と証言している。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から平成 8 年 7 月 1 日まで  
A社及びB社に勤務していた全期間について、標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に比べて低く記録されているので、控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 共済組合の保管する申立人に係る人事記録により、申立人が昭和 33 年 6 月 1 日から平成 8 年 7 月 1 日まで、当該組合の組合員であったことが認められる。

C 共済組合における共済年金制度では、厚生年金保険制度における標準報酬月額に相当する仕組みは、昭和 60 年の共済年金制度改正により 61 年 4 月に初めて導入されたものである。

このため、昭和 61 年 3 月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定により、56 年 4 月から 61 年 3 月まで 5 年間の共済掛金の基準となった俸給額の総額（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 97 号）により改正された後の俸給表に置き直した俸給額の総額）を同期間の月数で除して得た額に 61 年 4 月 1 日前の实在期間に応じて定められる一定の率を乗じて得た額とすることとされている。

申立人については、C 共済組合が保管する申立人に係る人事記録に記載された俸給額等から、上記規定に基づき定められた計算方法により算出される標準報酬月額は、社会保険庁（当時）の記録と一致している。

また、昭和 61 年 4 月から平成 8 年 6 月の標準報酬月額については、C 共済組合の保管する申立人に係る組合員原票に記載された標準報酬月額と社会保険庁の記録は一致している。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月30日から同年11月まで  
A県B市のC社に昭和23年11月まで勤めて退社したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年4月30日となっている。  
台風の災害後、D線が復旧してから退社し帰郷したことを覚えているので、被保険者資格喪失日を訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C社に昭和23年11月まで勤務していた。」と主張しているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、22年1月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、23年4月30日に資格を喪失していることが確認できる。

また、当該事業所の当時の事業主は既に他界しているため証言を得ることができない上、申立人が氏名を挙げた元同僚及びその他の元同僚からも、申立人の申立期間における勤務実態についての証言は得られなかった。

さらに、当該事業所は、昭和25年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）の所在は不明であることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び退職時期は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 5 日から 30 年 12 月 15 日まで  
② 昭和 31 年 6 月 17 日から 36 年 8 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A社とB社C工場の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されていることになっていた。

脱退手当金支給決定日には、結婚のためにD県からE県へ転居しており、脱退手当金は受け取っていない。

申立期間について、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、最終事業所であるB社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し脱退手当金の受給要件を満たしている女性 42 名のうち、31 名に支給記録があり、このうち 29 名は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、支給記録のある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者がいることを踏まえると、当該事業所においては、当時、事業主による脱退手当金の代理請求が慣例的に行われており、申立人についても、代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、B社C工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 10 月 23 日に支給決定が行われている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に対して回答した記録が確認できるほか、申立人のB社C工場の健

康保険厚生年金被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があるなど、一連の事務処理に不自然さうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月から 35 年 11 月まで  
昭和 33 年 10 月に A 社へ入社して 35 年 11 月まで勤務し、この間給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主の妻及び元同僚からの証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業主の妻及び元同僚からは、申立人の具体的な勤務期間についての証言は得られなかった。

また、A 社の事業主は既に他界しているため証言を得ることができない上、当該事業所の後継事業所である B 社の代表取締役を務めるその子息は、「当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄済みである。」としていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いは不明である。

さらに、申立人が記憶する同僚で、申立期間当時、営業事務に従事していたとする従業員の中には、申立人と同様に、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が見られる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年8月1日まで

年金記録の調査を依頼したところ、A市のB病院に勤務していた期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。当時の写真も所持しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた写真により、申立人がB病院に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、申立期間後の昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかった上、当該事業所の事業内容は、疾病の治療、助産その他医療の事業であることから、申立期間当時の強制適用事業所の業種要件を満たしていなかったと考えられる。

また、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないとしていることから、申立人の勤務実態及び給与からの保険料控除について確認できる資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 1 日から 51 年 10 月 1 日まで

A社に社員として雇用され、配送業務に従事していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主及び元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、当該元同僚は、「当時のA社においては、配送業務のみに従事する者と営業業務を兼務する者とに区別し、前者については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」と証言しているところ、申立人が配送業務のみに従事していたとしている元同僚について、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったことが確認できることから、申立期間当時の当該事業所では業務内容により、厚生年金保険被保険者資格の取得について異なる取扱いをしていたものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間当時、雇用保険に加入していないことが確認できるとともに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月20日から39年10月20日まで  
② 昭和44年9月29日から45年4月1日まで

昭和38年10月20日から45年3月31日までの期間、A社に事務員として勤務したにもかかわらず、申立期間①及び②における厚生年金保険の記録が無い。申立期間①及び②についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、入社時期を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、元同僚の中には、入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致しない者が複数名確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和39年10月20日）の後の40年1月5日に雇用保険の資格を取得していることが確認できる。

2 申立期間②については、当該事業所に昭和45年3月まで勤務していたとする申立人が、「44年4月に入社した事務員と一緒に仕事をした記憶は無い。」としているところ、当該事務員も、「申立人と一緒に仕事をした記憶は無い。私が入社した44年4月には既に退社していたのではないか。」と証言しているとともに、申立人は、「私が退社した2、3か月後に後任者が入社した。」としているところ、オンライン記録によると、当該後任者の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立期間②の前の44年6月25日であることが確認できることから、申立人の当該期間における勤務実

態は不明である。

また、元同僚の中には、退社時期と厚生年金保険被保険者資格の喪失時期が一致しない者が確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 44 年 9 月 29 日）に近接した同年 10 月 14 日に健康保険者証が返納され、同年 10 月 24 日に資格喪失に係る進達が社会保険事務所（当時）から本庁へ行われたことが確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 44 年 9 月 29 日）の前の 44 年 3 月 31 日に雇用保険の資格を喪失していることが確認できる。

- 3 A社は既に廃業しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。